

令和4年第1回安城市議会定例会

# 議案書

(令和4年3月22日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1
報 告 第 2 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3
同 意 第 1 号	監査委員の選任について【説明書参照】	5

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

安城市長 神谷 学

## 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が関わった交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額     | 金101,503円  |
| 2 事故内容      |  |
| (1) 発生日時    | 令和2年4月20日 午前9時50分頃   |
| (2) 発生場所    | 安城市箕輪町地内   |
| (3) 経過      | 上記地内の市道において、公用車が停車中の車両を避けて丁字路を直進した際、交差する市道から当該丁字路を右折しようとした相手方車両と接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体左前部の損傷   |
| 4 過失割合      | 安城市50パーセント 相手方50パーセント  |

令和4年3月11日専決

安城市長 神谷 学

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

安城市長 神谷 学

## 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- 1 損害賠償額 金 3, 1 5 8 円
- 2 事故内容
  - (1) 発生日 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (公文書の日付)
  - (2) 経 過 安城市城ヶ入町地内の管理上問題のある空き家について、適正な管理等を相続人に要請する公文書を受け取った相手方が、要請に応じて相続放棄の手続を行っていたところ、相手方が相続人に該当せず、公文書を誤って送付していたことが判明したもの
- 3 相手方の損害の程度 相続放棄の手続のために用意した戸籍謄本及び除籍謄本の取得費用並びに収入印紙及び郵便切手の購入費用
- 4 過失割合 安城市 1 0 0 パーセント 相手方 0 パーセント

令和 4 年 3 月 1 1 日 専決

安城市長 神 谷 学

同意第 1 号

監査委員の選任について

令和 4 年 5 月 1 1 日をもって監査委員中村誠一が任期満了となるので、後任として次の者を選任したい。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

安城市長 神 谷 学

記

安城市 [redacted] 町 [redacted]  
中 西 肇  
昭和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生